

= 尼崎市職員労働組合との交渉状況 =

# 論 矣

平成 23 年度第 8 号  
通 算 第 5 0 5 号  
平成 23 年 11 月 25 日

尼崎市役所総務局  
人事管理室給与担当

## 平成 23 年度給与改定及び期末・勤勉手当等について

11 月 10 日午後 3 時から午後 5 時まで労働センター集会室、11 月 16 日午後 3 時 30 分から午後 5 時まで中央公民館小ホールにおいて、平成 23 年度の給与改定や 12 月期の期末手当及び勤勉手当等について交渉を行った。

なお、11 月 10 日の交渉において、給与構造改革における給料の現給保障措置の廃止にかかる提案を含む「平成 23 年度給与改定等について（メモ）」を提示したが、組合側は、現給保障措置の廃止にかかる提案を取り下げない限り、給与改定等に対する協議に応じることはできないとして、当該メモの受取りを拒否した。

その後、11 月 16 日に現給保障措置の廃止等について一部修正した「平成 23 年度給与改定等について（メモ）」を再提示した。

### 今回の交渉の主な目的

平成 23 年 10 月 21 日に「2011 年度賃金・労働条件に関する要求書」が、同 28 日に「2011 年 年末一時金に関する要求書」が提出されたことを受け、交渉の場を持った。

### 組合への提案

平成 23 年度給与改定等について（メモ）

[【別紙 1】](#)

平成 23 年 12 月期に支給する期末手当及び勤勉手当等について（メモ）

[【別紙 2】](#)

任期付職員の採用について（メモ）

[【別紙 3】](#)

### 交渉に先立っての発言

（総務局長）

市政運営における職員ひとりひとりの活躍、奮闘ぶりは十分に理解しているところである。しかしながら、今年度の人事院勧告については、3 年連続のマイナス改定が勧告されるなど、大変厳しい内容となっており、我々公務員を取り巻く社会情勢が依然厳しいということを改めて認識しなければならない。

政府においては、この人勸を見送り、それを大幅に上回る国家公務員給与引下げ法案の成立を優先することを決定している。こうした国の動きについては、震災復興財源の確保というものを主な目的としていることから、本市としてはこれまで通り人事院勧告の内容を尊重する姿勢で臨むべきものと考えている。

本日は、10月21日及び28日に受けた要求書の回答を行うが、このような状況を踏まえた回答であることに留意いただいたうえで、積極的な協議を行い、課題を解決していきたいと考えている。

## 具体的な交渉内容

### 1 平成23年度賃金・労働条件に関する要求書に対する回答等について

#### 協議の要旨

要求書に対する回答を示したうえで、具体的な協議を行った。

組合の主張	当局の回答
<p><b>給料表の改定について</b></p> <p>国は給与改定を見送ることとなっているが、なぜ本市は人勸準拠とするのか。</p>	<p>今回国は震災復興財源という特殊事情により、人事院勧告を見送ることとしているが、本市としては、官民較差の解消の観点からも、これまで通りの人事院勧告準拠という形で改定すべきであると考えている。</p>
<p>改定時期を遅らせるなどの工夫はできないのか。</p>	<p>改定時期については、全国的な趨勢を判断する中で、12月1日より遅らせるということは考えていない。</p> <p>なお、人事院勧告では、12月の期末手当で減額調整（4月～11月までの引下げ分の調整）を実施すべきとなっているが、本市においては、期末手当及び勤勉手当の20%削減により、期末手当及び勤勉手当における官民較差はすでに解消していることや、組合との交渉経過も踏まえ、減額調整については行わないものである。</p>
<p>給与削減をしているにもかかわらず、給料表を引き下げられるのはなぜか。</p>	<p>給与削減は本市の財政状況によるもので、給与改定は官民較差の解消がその趣旨である。その観点から、実施するものであり、他都市も同様の取扱いとなる見込みである。</p>
<p>給与構造改革による現給保障措置の0.9%について、実施を見送ることはできないのか。</p>	<p>それも含めて官民較差解消という人事院勧告の趣旨であり、その部分だけ実施を見送ることはできない。</p>

<p><b>現給保障措置の廃止について</b></p> <p>実質的に平成 24 年度からの実施はないと思 っているのか。</p>	<p>平成 24 年度から実施するかどうかも含め て、他都市の動向を注視するなかで、協議を 進めていきたい。</p>
<p>尼崎市の職員は年齢層が高く、現給保障措 置を受けている職員も多い。その辺りの他都 市との状況の違いも考慮すべきである。</p>	<p>職員に与える影響が、他都市と比較して多 いということは認識しており、それらも含め て協議したい。</p>
<p>組合としては、現給保障の廃止についても 労使合意が基本と考えている。</p>	<p>当局としても労使合意を基本とする考えで あり、今後十分に協議を行いたい。</p>
<p><b>4 級昇格のあり方について</b></p> <p>4 級昇格については、期末勤勉手当 20%削 減の妥結要件だったはずである。いつ履行さ れるのか。</p>	<p>現在内部でも検討を続けているが、人事制 度小委員会で組合側から示された 4 級への全 員昇格等は制度として困難である。</p>
<p>なにも全員を昇格させるといった極論を言 うつもりはないが、組合意見を踏まえた当局 案はいつ出るのか。</p> <p>小委員会も 6 月 30 日の開催後ずっと滞っ ている。</p>	<p>確かに、時間がかかってしまっているが、4 級のあり方を見直すことによって他に及ぼす 影響もあることから、そうしたことも含め て、現在内部での検討を続けている。</p> <p>これらを整理することは、非常に時間を要 するものであるが、内部での調整ができ次 第、早急に協議を進めていきたい。</p>
<p>10 月 27 日の総務課長会にて「人事制度の 展開」が出されていたが、4 級昇格のあり方 を組合と協議している最中に全庁に考え方を 示すとはどういうことか。</p>	<p>人事制度の展開については、組織維持の観 点から例年示しているものであり、今回示し た内容は昨年度と同様のものである。</p>
<p><b>住居手当について</b></p> <p>住居手当については既に解決済みの問題で ある。いまさら市内持家の 6,000 円廃止は認 められない。</p>	<p>持家に対する住居手当は基本的にはゼロで あるが、市内居住促進の特例措置として 6,000 円を支給してきたものである。</p> <p>しかし、約 3 年間実施した結果、効果がみ られなかったことから、その特例措置を廃止 し、国の制度と合わせるということである。</p>
<p>次の促進策は何かあるのか。</p>	<p>現在も新規採用者に対して、合格者説明会 等の場で、市内居住は促進している。新たな 促進策は検討課題である。</p>
<p>防災面や選挙執行体制を考えても、職員の 市内居住促進にはもっと力を入れるべきであ る。</p>	<p>今後も内部協議を進め、具体的な案がまと まれば組合にも示していきたい。</p>

<p><b>超過勤務手当について</b></p> <p>超勤予算がなく、代休を強制している部署があると聞いているが、当局としてはどう考えているのか。</p>	<p>具体的な話は聞いていないが、超勤予算については局別に配分しており、適切な管理をお願いしているところである。</p>
<p>土曜出勤に対する代休強制もあると聞かすが、これは許されることではない。</p>	<p>土曜出勤に対しては、勤務を要する日等の振替が可能であれば、その命令を行うことは制度上可能である。ただ、振替日の確保ができない状況があるのであれば、超過勤務命令を行ったうえで、代休の取得については職員本人の選択となる。</p> <p>この辺りについては、今後も随時各局に対して確認を行っていく。</p>
<p><b>特殊勤務手当について</b></p> <p>春闘交渉にて協議した滞納整理業務の項目追加は進んでいるのか。</p>	<p>まだ結論が出たものではない。引続き協議していきたい。</p>
<p><b>臨時的任用職員の賃金改定について</b></p> <p>平成 24 年度向けの臨職賃金については 100 円増となっているが、この 100 円の増は一時金部分の引上げということか。</p>	<p>平成 21 年度より、臨時的任用職員に対する一時金相当分の支給は廃止しており、今回の 100 円増についても、一時金部分といった概念は持っておらず、阪神間の他都市と比較して低位である本市の臨時的任用職員賃金を一定改善するといった考えでの増額である。</p>
<p><b>年休積立について</b></p> <p>導入することで労使合意した事項のはずである。なぜ導入できないのか。</p>	<p>他都市で導入しているところがあることは当局としても認識しているが、有給の私療休暇制度がある中で、同様の趣旨での年休積立制度導入は対外的な理解が得られにくい。</p>
<p>本来であれば、十分に年休消化をすることが基本であるが、それができないために、せめて年休の積立ぐらいはと要求しているものである。ぜひ検討してもらいたい。</p>	<p>それは十分に認識しているが、現時点での導入は困難である。引続き国等の動向に注視していきたい。</p>
<p><b>一時金について</b></p> <p>国制度よりも不利となっている再任用短時間勤務者の支給月数についての改善はないのか。この不均衡な措置は経営再建プログラムの期間中のみだったはずである。</p>	<p>国よりも低い支給月数となっていることは認識しているが、これは年金部分を含めた、フルタイム勤務職員との年収比較をするなかでの設定である。</p>

## 2 任期付職員の採用について

### 課題の要旨

これまでも賃金小委員会において協議を行っているが、依然、組合としては任期付制度自体に反対であり、平成 24 年度の任期付職員の採用については認められないとの姿勢である。しかしながら、保育所の運営体制を考慮すると、平成 24 年度についても一定の任期付保育士の採用が必要であり、その賃金及び労働条件に関する事項について提案を行った。

組合の主張	当局の回答
保育士の配置基準を組合と協議するという話はどうなっているのか。 その整理ができた後に提案するべきものではないのか。	配置基準の協議については改めて行うが、それは任期付保育士の採用そのものとは別の問題である。
平成 23 年度に採用した任期付保育士の検証も実施していないのに新たな任期付保育士の採用は認められない。	今年度採用した任期付保育士の検証結果については以前の賃金小委員会でも示したとおり、概ね好評である。
任期付保育士の採用は平成 23 年度の 1 回だけの約束だったはずである。	任期付職員の労働条件については労使合意を原則として協議することは、労使で確認したが、採用そのものを平成 23 年度の 1 回だけと約束したものではない。 平成 24 年度の保育所の運営体制を考慮すると、任期付保育士の採用は不可欠である。

### 課題解決への方向性

引き続き協議していくこととした。

## 平成 23 年度給与改定等について（メモ）

H23.11.16

組 合 要 求	回 答
<p>1 賃金引き上げについて 賃金カットをやめ賃金引き上げを行うこと。</p> <p>組合員全員に 12 月昇給延伸を復元すること。</p> <p>1995 年賃金確定時の実損分（新給料表実施時期の値切り）を回復すること。 給与削減の減額措置を早期に復元すること。 一時金 20% 削減について削減措置を早急に復元すること。 2010 年度からの 3 ヶ年について合意した背景には財政当局の歳入見込みにおける予算措置が困難であるとの見解により苦渋の決断をしたものである。2010・2011 年度の交付税収入増等によって実質的に黒字予算に転換した背景には、私たちの労働運動による政府への働きかけによるところは大きく、そのような状況下で、私たちに一時金削減措置に対する当初の財政当局説明は矛盾するものである。 週実労働時間を従前の 37 時間 30 分とするこ</p>	<p>1</p> <p>人事院より勧告されている国家公務員の行政職俸給表(一)の改定に準じ、行政職給料表を別紙 1 のとおり改定する。</p> <p>併せて、平成 19 年 3 月 31 日時点の給料月額との差額を保障した後の額についても、人事院勧告に準じ平成 19 年 3 月 31 日時点の給料月額から 0.9%の改定を行う。</p> <p>実施時期については、平成 23 年 12 月 1 日とする。</p> <p>また、技能労務職員に対する給料表の改定等については、現業評議会と協議する。</p> <p>なお、給与構造改革における経過措置の取扱いについては他都市等の動向を考慮し、適切に対応するよう協議を行っていく。</p> <p>平成 16 年 4 月 1 日から若年層の職員を中心に昇給延伸措置に係る復元のための給与調整を実施し、平成 18 年度末までに完了している。</p> <p>・</p> <p>現行どおりとする。</p> <p>現行どおりとする。</p> <p>また、依然として財政状況が逼迫していることに変わりはない。</p> <p>現行どおりとする。</p>

組 合 要 求	回 答
と。	
<p>2 給料表について</p> <p>不当な人事院勧告に基づく給与改定は行わず、国会情勢、兵庫県人事委員会や政令市情勢を注視した上で、十分な協議を行うこと。</p> <p>現行3級を旧国公5級水準に対応させ改善すること。</p> <p>係長給料表（現行4級）を旧国公7級水準に対応させ改善すること。</p> <p>現行3級給料表の増号を行うこと。</p>	<p>2</p> <p>1- のとおりとする。</p> <p>~</p> <p>現行どおりとする。</p>
<p>3 初任給水準の改善並びに中途採用者の賃金格差是正について</p> <p>定時制（高校・大学）卒の初任給支給基準を改善し、1歳4号とすること。</p> <p>年齢別初任給基準を改善し、昇給基準を1歳4号とすること。</p> <p>年齢別初任給基準を改善し、年齢別最低保障を40歳時点で標準賃金の8割以上（基本給比）とし基本給として位置づけ、全職員を対象とすること。</p> <p>前歴換算等の改善をすること。また、1年未満の端数は切り上げること。</p> <p>中途採用者の昇格年限は、民間歴を考慮し在級年数の短縮を行うこと。</p>	<p>3</p> <p>~</p> <p>現行どおりとする。</p>
<p>4 昇格の改善について</p> <p>高卒経験14年32歳を目処に4級へ昇格させること。</p> <p>高卒経験23年41歳を目処に5級へ昇格させること。</p> <p>現在協議中の昇格制度について、2012年4月より実施し合意事項を遵守すること。</p>	<p>4</p> <p>・</p> <p>現行どおりとする。</p> <p>4級昇格のあり方については、人事制度小委員会での協議を踏まえ整理していく中で、引き続き協議を進めていく考えである。</p>
<p>5 「能力・成果主義による賃金制度」の導入につい</p>	<p>5 勤務成績に基づく昇給制度及び勤勉手当への</p>

組 合 要 求	回 答
<p>ては、その是非も含めて事前に組合と協議すること。</p> <p>6 諸手当の改善について</p> <p>扶養手当 扶養手当を配偶者 18,000 円とし、子どもその他も同額に改善すること。また、高校・大学在学中の扶養手当は家計の負担を考慮し、大幅に引き上げること。 支給範囲を拡大し、学校在学中は支給すること。</p> <p>住居手当 家賃等の支払い者については、家賃に見合う額に引き上げること。 市内・市外居住者を差別なく手当を支給し、持家者については、30,000 円以上とし、持家者のうちローン支払者については、 による支給をすること。</p> <p>通勤手当 交通機関利用者については、必要な額を全額支給すること。 交通用具利用者については、交通機関利用者の通勤手当に見合う額を支給すること。</p> <p>超過勤務手当 代休や振替の強要は止め、超勤手当を適正に支給すること。</p> <p>時間外勤務手当の支給率を 150/100 に改善し、深夜の時間外勤務手当の支給率を 200/100 とすること。 4・5 級職員の超過勤務手当相当分が管理職手当（7%分）を上回る場合は、その差額を超勤手当として支給すること。また、水防、防災等の業務に従事した場合は超勤手当として支給すること。</p> <p>ボランティア（掲示板掲載）をあてにする事</p>	<p>成績率の反映の導入についても、必要な事項については引き続き協議を行っていく。</p> <p>6 現行どおりとする。</p> <p>現行どおりとする。 なお、市内の持家に居住する職員に対する住居手当については別紙 2 のとおりとする。</p> <p>現行どおりとする。</p> <p>代休の取得については、あくまでも本人の選択によるものであり、また、振替命令については、職員の健康管理の観点から、適正に発しているところである。</p> <p>・ 現行どおりとする。</p> <p>職員のボランティア参加の仕組みについ</p>



組 合 要 求	回 答
<p>業を推進することなく、適正に超過勤務手当を支給すること。</p> <p>特殊勤務手当  国にある特殊勤務手当（高所危険手当等）を新設し、既存手当の引上げを行うこと。  緊急出動手当を新設すること。  年末・年始期間中の特殊勤務手当の増額を行うこと。  4・5 級職員が休日に出勤した場合、振替休を強要するのではなく、本人の意思に基づいて手当を支給すること。  2010 年度春闘交渉において確認した特殊勤務手当対象職場への手当の支給を行うこと。</p> <p>36 協定違反について  36 協定を所属にも十分周知するとともに責任の所在を明確にすること。  昨年度公表された 36 協定違反については、当局としての責任の所在を明確にし対応すること。</p> <p>7 再任用職員について  再任用職員の賃金カットを早急に復元すること。  一時金の支給水準を国並みに引き上げること。  再任用職場の活用方法については再任用労使協議会において協議すること。</p> <p>8 臨時・非常勤職員等の改善について  臨時・非常勤職員等については、権利及び賃金・労働条件は、正規職員との格差を是正し改善すること。また、有給休暇を増日すること。  希望者全員の雇用を行うとともに、その職場を</p>	<p>ては、職員の協働に対する理解を深め、市民活動等への参加機会を設けるために呼びかけているもので、参加については自由意志によるものである。</p> <p>また、超過勤務命令については、適切な運用が必要であり、超過勤務縮減への取り組みを含め、今後も協議していきたい。</p> <p>～ ・</p> <p>特殊勤務手当等については今後とも必要に応じて協議を行っていく。</p> <p>振替命令については、職員の健康管理の観点から、適正に発しているところである。</p> <p>36 協定の締結内容の遵守については、平成 23 年 8 月 9 日付けで各局に通知文を送付しており、今後も引き続き周知・指導を徹底していく。</p> <p>7  現行どおりとする。</p> <p>別途回答する。  改めて再任用労使協議会の場で協議したい。</p> <p>8  ・</p> <p>平成 24 年度の臨時的任用職員の賃金日額については、別紙 3 のとおり改定する。  その他の嘱託員の勤務条件等については、</p>

組 合 要 求	回 答
<p>確保すること。</p> <p>9 休暇制度について  子の看護休暇、短期介護休暇制度を「両立支援休暇」と改めて、20日付与すること。  子の看護休暇の第3子以降の対象児童をそれぞれ5日付与し、短期介護休暇も同様の扱いとすること。  2007年に労使合意した年次有給休暇の積み立て制度について履行すること。  夏季休暇を増日すること。  定年延長問題と併せてリフレッシュ休暇を二度取得することができるようにすること。  ライフプラン研修休暇の取得手段を緩和すること。</p>	<p>嘱託職員労働組合と話し合っていく。</p> <p>9</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行どおりとする。</li> </ul> <p>現時点では制度導入は困難であるが、導入に向け、引き続き検討を行っていく。</p> <p>~</p> <p>現行どおりとする。</p>

本回答に対する諾否については、平成23年11月18日までにされたい。

以 上  
( 給与担当 )

## 平成23年度 賃金労働条件に関する要求書「1 賃金上げについて」行政職給料表回答

尼崎市1級						尼崎市2級							
号	改定前		改定後		改定額	改定率	号	改定前		改定後		改定額	改定率
	給料月額	間差	給料月額	間差				給料月額	間差	給料月額	間差		
1	135,900	1,100	135,900	1,100	0	0.000	1	170,400	1,500	170,400	1,500	0	0.000
2	137,000	1,100	137,000	1,100	0	0.000	2	171,900	1,600	171,900	1,600	0	0.000
3	138,100	1,100	138,100	1,100	0	0.000	3	173,500	1,600	173,500	1,600	0	0.000
4	139,200	1,200	139,200	1,200	0	0.000	4	175,100	1,600	175,100	1,600	0	0.000
5	140,400	1,200	140,400	1,200	0	0.000	5	176,700	1,700	176,700	1,700	0	0.000
6	141,600	1,100	141,600	1,100	0	0.000	6	178,400	1,800	178,400	1,800	0	0.000
7	142,700	1,100	142,700	1,100	0	0.000	7	180,200	1,800	180,200	1,800	0	0.000
8	143,800	1,200	143,800	1,200	0	0.000	8	182,000	1,800	182,000	1,800	0	0.000
9	145,000	1,300	145,000	1,300	0	0.000	9	183,800	1,800	183,800	1,800	0	0.000
10	146,300	1,300	146,300	1,300	0	0.000	10	185,600	1,800	185,600	1,800	0	0.000
11	147,600	1,300	147,600	1,300	0	0.000	11	187,400	1,800	187,400	1,800	0	0.000
12	148,900	1,300	148,900	1,300	0	0.000	12	189,200	1,800	189,200	1,800	0	0.000
13	150,200	2,000	150,200	2,000	0	0.000	13	191,000	1,700	191,000	1,700	0	0.000
14	152,200	2,000	152,200	2,000	0	0.000	14	192,700	1,800	192,700	1,800	0	0.000
15	154,200	2,000	154,200	2,000	0	0.000	15	194,500	1,800	194,500	1,800	0	0.000
16	156,200	2,000	156,200	2,000	0	0.000	16	196,300	1,800	196,300	1,800	0	0.000
17	158,200	2,100	158,200	2,100	0	0.000	17	198,100	1,800	198,100	1,800	0	0.000
18	160,300	2,000	160,300	2,000	0	0.000	18	199,900	1,800	199,900	1,800	0	0.000
19	162,300	2,100	162,300	2,100	0	0.000	19	201,700	1,800	201,700	1,800	0	0.000
20	164,400	2,100	164,400	2,100	0	0.000	20	203,500	1,800	203,500	1,800	0	0.000
21	166,500	2,100	166,500	2,100	0	0.000	21	205,300	1,800	205,300	1,800	0	0.000
22	168,600	2,100	168,600	2,100	0	0.000	22	207,100	1,800	207,100	1,800	0	0.000
23	170,700	2,100	170,700	2,100	0	0.000	23	208,900	1,900	208,900	1,900	0	0.000
24	172,800	2,100	172,800	2,100	0	0.000	24	210,800	1,900	210,800	1,900	0	0.000
25	174,900	1,800	174,900	1,800	0	0.000	25	212,700	1,900	212,700	1,900	0	0.000
26	176,700	1,700	176,700	1,700	0	0.000	26	214,600	1,800	214,600	1,800	0	0.000
27	178,400	1,700	178,400	1,700	0	0.000	27	216,400	1,800	216,400	1,800	0	0.000
28	180,100	1,700	180,100	1,700	0	0.000	28	218,200	1,800	218,200	1,800	0	0.000
29	181,800	1,700	181,800	1,700	0	0.000	29	220,000	1,700	220,000	1,700	0	0.000
30	183,500	1,700	183,500	1,700	0	0.000	30	221,700	1,700	221,700	1,700	0	0.000
31	185,200	1,700	185,200	1,700	0	0.000	31	223,400	1,700	223,400	1,700	0	0.000
32	186,900	1,600	186,900	1,600	0	0.000	32	225,100	1,700	225,100	1,700	0	0.000
33	188,500	1,600	188,500	1,600	0	0.000	33	226,800	1,700	226,800	1,700	0	0.000
34	190,100	1,600	190,100	1,600	0	0.000	34	228,500	1,500	228,500	1,500	0	0.000
35	191,700	1,600	191,700	1,600	0	0.000	35	230,000	1,700	230,000	1,700	0	0.000
36	193,300	1,500	193,300	1,500	0	0.000	36	231,700	1,500	231,700	1,500	0	0.000
37	194,800	1,400	194,800	1,400	0	0.000	37	233,200	1,700	233,200	1,700	0	0.000
38	196,200	1,400	196,200	1,400	0	0.000	38	234,900	1,600	234,900	1,600	0	0.000
39	197,600	1,400	197,600	1,400	0	0.000	39	236,500	1,600	236,500	1,600	0	0.000
40	199,000	1,400	199,000	1,400	0	0.000	40	238,100	1,600	238,100	1,600	0	0.000
41	200,400	1,400	200,400	1,400	0	0.000	41	239,700	1,600	239,700	1,600	0	0.000
42	201,800	1,400	201,800	1,400	0	0.000	42	241,300	1,600	241,300	1,600	0	0.000
43	203,200	1,400	203,200	1,400	0	0.000	43	242,900	1,500	242,900	1,500	0	0.000
44	204,600	1,300	204,600	1,300	0	0.000	44	244,400	1,600	244,400	1,600	0	0.000
45	205,900	1,300	205,900	1,300	0	0.000	45	246,000	1,500	246,000	1,500	0	0.000
46	207,200	1,300	207,200	1,300	0	0.000	46	247,500	1,700	247,500	1,700	0	0.000
47	208,500	1,300	208,500	1,300	0	0.000	47	249,200	1,600	249,200	1,600	0	0.000
48	209,800	1,200	209,800	1,200	0	0.000	48	250,800	1,600	250,800	1,600	0	0.000
49	211,000	1,200	211,000	1,200	0	0.000	49	252,400	1,700	252,400	1,700	0	0.000
50	212,200	1,200	212,200	1,200	0	0.000	50	254,100	1,700	254,100	1,700	0	0.000
51	213,400	1,100	213,400	1,100	0	0.000	51	255,800	1,600	255,800	1,600	0	0.000
52	214,500	900	214,500	900	0	0.000	52	257,400	1,600	257,400	1,600	0	0.000
53	215,400	1,100	215,400	1,100	0	0.000	53	259,000	1,500	259,000	1,500	0	0.000
54	216,500	1,000	216,500	1,000	0	0.000	54	260,500	1,500	260,500	1,500	0	0.000
55	217,500	1,000	217,500	1,000	0	0.000	55	262,000	1,500	262,000	1,500	0	0.000
56	218,500	900	218,500	900	0	0.000	56	263,500	1,500	263,500	1,500	0	0.000
57	219,400	1,000	219,400	1,000	0	0.000	57	265,000	1,400	265,000	1,400	0	0.000
58	220,400	1,000	220,400	1,000	0	0.000	58	266,400	1,400	266,400	1,400	0	0.000
59	221,400	900	221,400	900	0	0.000	59	267,800	1,400	267,800	1,400	0	0.000
60	222,300	900	222,300	900	0	0.000	60	269,200	1,400	269,200	1,400	0	0.000
61	223,200	1,000	223,200	1,000	0	0.000	61	270,600	1,200	270,600	1,200	0	0.000
62	224,200	900	224,200	900	0	0.000	62	271,800	1,200	271,800	1,200	0	0.000
63	225,100	900	225,100	900	0	0.000	63	273,000	1,200	273,000	1,200	0	0.000
64	226,000	900	226,000	900	0	0.000	64	274,200	1,200	274,200	1,200	0	0.000
65	226,900	900	226,900	900	0	0.000	65	275,400	1,200	275,400	1,200	0	0.000
66	227,800	900	227,800	900	0	0.000	66	276,600	1,200	276,600	1,200	0	0.000
67	228,700	1,000	228,700	1,000	0	0.000	67	277,800	1,200	277,800	1,200	0	0.000
68	229,700	800	229,700	800	0	0.000	68	279,000	1,100	279,000	1,100	0	0.000
69	230,500	600	230,500	600	0	0.000	69	280,100	900	280,100	900	0	0.000
70	231,100	600	231,100	600	0	0.000	70	281,000	900	281,000	900	0	0.000
71	231,700	600	231,700	600	0	0.000	71	281,900	900	281,900	900	0	0.000
72	232,300	600	232,300	600	0	0.000	72	282,800	700	282,800	700	0	0.000
73	232,900	600	232,900	600	0	0.000	73	283,500	700	283,500	700	0	0.000
74	233,500	600	233,500	600	0	0.000	74	284,200	700	284,200	700	0	0.000
75	234,100	600	234,100	600	0	0.000	75	284,900	700	284,900	700	0	0.000
76	234,700	500	234,700	500	0	0.000	76	285,600	600	285,600	600	0	0.000
77	235,200	600	235,200	600	0	0.000	77	286,200	600	286,200	600	0	0.000
78	235,800	600	235,800	600	0	0.000	78	286,800	600	286,800	600	0	0.000
79	236,400	500	236,400	500	0	0.000	79	287,400	600	287,400	600	0	0.000
80	236,900	500	236,900	500	0	0.000	80	288,000	600	288,000	600	0	0.000

尼崎市1級							尼崎市2級						
号	改定前		改定後		改定額	改定率	号	改定前		改定後		改定額	改定率
	給料月額	間差	給料月額	間差				給料月額	間差				
81	237,400	500	237,400	500	0	0.000	81	288,600	600	288,600	600	0	0.000
82	237,900	500	237,900	500	0	0.000	82	289,200	600	289,200	600	0	0.000
83	238,400	500	238,400	500	0	0.000	83	289,800	500	289,800	500	0	0.000
84	238,900	500	238,900	500	0	0.000	84	290,300	500	290,300	500	0	0.000
85	239,400	500	239,400	500	0	0.000	85	290,800	600	290,800	300	0	0.000
86	239,900	500	239,900	500	0	0.000	86	291,400	500	291,100	500	-300	-0.103
87	240,400	400	240,400	400	0	0.000	87	291,900	500	291,600	300	-300	-0.103
88	240,800	400	240,800	400	0	0.000	88	292,400	500	291,900	500	-500	-0.171
89	241,200	500	241,200	500	0	0.000	89	292,900	500	292,400	400	-500	-0.171
90	241,700	500	241,700	500	0	0.000	90	293,400	500	292,800	400	-600	-0.204
91	242,200	400	242,200	400	0	0.000	91	293,900	500	293,200	500	-700	-0.238
92	242,600	400	242,600	400	0	0.000	92	294,400	500	293,700	400	-700	-0.238
93	243,000		243,000		0	0.000	93	294,900	500	294,100	500	-800	-0.271
							94	295,400	500	294,600	400	-800	-0.271
							95	295,900	500	295,000	400	-900	-0.304
							96	296,400	400	295,400	400	-1,000	-0.337
							97	296,800	500	295,800	500	-1,000	-0.337
							98	297,300	500	296,300	500	-1,000	-0.336
							99	297,800	500	296,800	500	-1,000	-0.336
							100	298,300	500	297,300	500	-1,000	-0.335
							101	298,800	500	297,800	400	-1,000	-0.335
							102	299,300	500	298,200	500	-1,100	-0.368
							103	299,800	500	298,700	500	-1,100	-0.367
							104	300,300	500	299,200	500	-1,100	-0.366
							105	300,800	500	299,700	500	-1,100	-0.366
							106	301,300	500	300,200	500	-1,100	-0.365
							107	301,800	500	300,700	500	-1,100	-0.364
							108	302,300	500	301,200	500	-1,100	-0.364
							109	302,800	500	301,700	500	-1,100	-0.363
							110	303,300	500	302,200	500	-1,100	-0.363
							111	303,800	500	302,700	500	-1,100	-0.362
							112	304,300	400	303,200	400	-1,100	-0.361
							113	304,700	500	303,600	500	-1,100	-0.361
							114	305,200	500	304,100	400	-1,100	-0.360
							115	305,700	500	304,500	500	-1,200	-0.393
							116	306,200	400	305,000	400	-1,200	-0.392
							117	306,600		305,400		-1,200	-0.391
再任用	186,300		185,800		-500	-0.268	再任用	214,000		213,400		-600	-0.280

号	尼崎市3級						尼崎市4級						
	改定前		改定後		改定額	改定率	号	改定前		改定後		改定額	改定率
	給料月額	間差	給料月額	間差				給料月額	間差	給料月額	間差		
1	206,300	1,900	206,300	1,900	0	0.000	1	210,900	1,900	210,900	1,900	0	0.000
2	208,200	1,900	208,200	1,900	0	0.000	2	212,800	1,900	212,800	1,900	0	0.000
3	210,100	1,900	210,100	1,900	0	0.000	3	214,700	1,900	214,700	1,900	0	0.000
4	212,000	1,900	212,000	1,900	0	0.000	4	216,600	1,900	216,600	1,900	0	0.000
5	213,900	1,900	213,900	1,900	0	0.000	5	218,500	1,900	218,500	1,900	0	0.000
6	215,800	1,900	215,800	1,900	0	0.000	6	220,400	1,900	220,400	1,900	0	0.000
7	217,700	1,900	217,700	1,900	0	0.000	7	222,300	1,900	222,300	1,900	0	0.000
8	219,600	1,900	219,600	1,900	0	0.000	8	224,200	1,900	224,200	1,900	0	0.000
9	221,500	1,900	221,500	1,900	0	0.000	9	226,100	1,900	226,100	1,900	0	0.000
10	223,400	1,900	223,400	1,900	0	0.000	10	228,000	1,900	228,000	1,900	0	0.000
11	225,300	1,900	225,300	1,900	0	0.000	11	229,900	1,900	229,900	1,900	0	0.000
12	227,200	1,800	227,200	1,800	0	0.000	12	231,800	1,900	231,800	1,900	0	0.000
13	229,000	1,800	229,000	1,800	0	0.000	13	233,700	2,000	233,700	2,000	0	0.000
14	230,800	1,800	230,800	1,800	0	0.000	14	235,700	2,000	235,700	2,000	0	0.000
15	232,600	1,800	232,600	1,800	0	0.000	15	237,700	2,000	237,700	2,000	0	0.000
16	234,400	1,700	234,400	1,700	0	0.000	16	239,700	2,000	239,700	2,000	0	0.000
17	236,100	1,700	236,100	1,700	0	0.000	17	241,700	2,000	241,700	2,000	0	0.000
18	237,800	1,900	237,800	1,900	0	0.000	18	243,700	2,000	243,700	2,000	0	0.000
19	239,700	1,800	239,700	1,800	0	0.000	19	245,700	2,000	245,700	2,000	0	0.000
20	241,500	1,900	241,500	1,900	0	0.000	20	247,700	2,000	247,700	2,000	0	0.000
21	243,400	1,900	243,400	1,900	0	0.000	21	249,700	2,100	249,700	2,100	0	0.000
22	245,300	2,000	245,300	2,000	0	0.000	22	251,800	2,100	251,800	2,100	0	0.000
23	247,300	1,900	247,300	1,900	0	0.000	23	253,900	2,100	253,900	2,100	0	0.000
24	249,200	1,900	249,200	1,900	0	0.000	24	256,000	2,100	256,000	2,100	0	0.000
25	251,100	2,100	251,100	2,100	0	0.000	25	258,100	2,100	258,100	2,100	0	0.000
26	253,200	1,900	253,200	1,900	0	0.000	26	260,200	2,100	260,200	2,100	0	0.000
27	255,100	2,100	255,100	2,100	0	0.000	27	262,300	2,100	262,300	2,100	0	0.000
28	257,200	2,100	257,200	2,100	0	0.000	28	264,400	2,000	264,400	2,000	0	0.000
29	259,300	2,000	259,300	2,000	0	0.000	29	266,400	2,100	266,400	2,100	0	0.000
30	261,300	2,000	261,300	2,000	0	0.000	30	268,500	2,100	268,500	2,100	0	0.000
31	263,300	1,900	263,300	1,900	0	0.000	31	270,600	2,100	270,600	2,100	0	0.000
32	265,200	2,000	265,200	2,000	0	0.000	32	272,700	2,100	272,700	2,100	0	0.000
33	267,200	2,000	267,200	2,000	0	0.000	33	274,800	2,200	274,800	2,200	0	0.000
34	269,200	2,000	269,200	2,000	0	0.000	34	277,000	2,200	277,000	2,200	0	0.000
35	271,200	2,000	271,200	2,000	0	0.000	35	279,200	2,200	279,200	2,200	0	0.000
36	273,200	2,000	273,200	2,000	0	0.000	36	281,400	2,200	281,400	2,200	0	0.000
37	275,200	2,000	275,200	2,000	0	0.000	37	283,600	2,200	283,600	2,200	0	0.000
38	277,200	2,000	277,200	2,000	0	0.000	38	285,800	2,200	285,800	2,200	0	0.000
39	279,200	2,000	279,200	2,000	0	0.000	39	288,000	2,200	288,000	2,200	0	0.000
40	281,200	2,000	281,200	2,000	0	0.000	40	290,200	2,200	290,200	2,200	0	0.000
41	283,200	1,900	283,200	1,900	0	0.000	41	292,400	2,200	292,400	2,200	0	0.000
42	285,100	1,900	285,100	1,900	0	0.000	42	294,600	2,200	294,600	2,200	0	0.000
43	287,000	1,900	287,000	1,900	0	0.000	43	296,800	2,200	296,800	2,200	0	0.000
44	288,900	1,900	288,900	1,900	0	0.000	44	299,000	2,200	299,000	2,200	0	0.000
45	290,800	1,900	290,800	1,900	0	0.000	45	301,200	2,200	301,200	2,200	0	0.000
46	292,700	1,900	292,700	1,900	0	0.000	46	303,400	2,200	303,400	2,200	0	0.000
47	294,600	1,900	294,600	1,900	0	0.000	47	305,600	2,200	305,600	2,200	0	0.000
48	296,500	1,900	296,500	1,900	0	0.000	48	307,800	2,200	307,800	2,200	0	0.000
49	298,400	1,800	298,400	1,800	0	0.000	49	310,000	2,200	310,000	2,200	0	0.000
50	300,200	1,800	300,200	1,800	0	0.000	50	312,200	2,200	312,200	2,200	0	0.000
51	302,000	1,800	302,000	1,800	0	0.000	51	314,400	2,200	314,400	2,200	0	0.000
52	303,800	1,800	303,800	1,800	0	0.000	52	316,600	2,200	316,600	2,200	0	0.000
53	305,600	1,700	305,600	1,700	0	0.000	53	318,800	2,100	318,800	2,100	0	0.000
54	307,300	1,700	307,300	1,700	0	0.000	54	320,900	2,100	320,900	2,100	0	0.000
55	309,000	1,600	309,000	1,600	0	0.000	55	323,000	2,100	323,000	2,100	0	0.000
56	310,600	1,700	310,600	1,700	0	0.000	56	325,100	2,100	325,100	2,100	0	0.000
57	312,300	1,500	312,300	1,500	0	0.000	57	327,200	1,900	327,200	1,900	0	0.000
58	313,800	1,500	313,800	1,500	0	0.000	58	329,100	2,000	329,100	2,000	0	0.000
59	315,300	1,500	315,300	1,500	0	0.000	59	331,100	2,100	331,100	2,100	0	0.000
60	316,800	1,400	316,800	1,400	0	0.000	60	333,200	2,100	333,200	2,100	0	0.000
61	318,200	1,100	318,200	1,100	0	0.000	61	335,300	2,100	335,300	2,100	0	0.000
62	319,300	1,100	319,300	1,100	0	0.000	62	337,400	2,100	337,400	2,100	0	0.000
63	320,400	1,100	320,400	1,100	0	0.000	63	339,500	2,100	339,500	2,100	0	0.000
64	321,500	1,100	321,500	1,100	0	0.000	64	341,600	2,100	341,600	2,100	0	0.000
65	322,600	900	322,600	900	0	0.000	65	343,700	2,000	343,700	2,000	0	0.000
66	323,500	900	323,500	900	0	0.000	66	345,700	2,000	345,700	2,000	0	0.000
67	324,400	900	324,400	900	0	0.000	67	347,700	2,000	347,700	2,000	0	0.000
68	325,300	900	325,300	900	0	0.000	68	349,700	2,000	349,700	2,000	0	0.000
69	326,200	800	326,200	800	0	0.000	69	351,700	1,900	351,700	1,900	0	0.000
70	327,000	800	327,000	700	0	0.000	70	353,600	1,900	353,600	1,800	0	0.000
71	327,800	800	327,700	700	-100	-0.031	71	355,500	1,900	355,400	1,800	-100	-0.028
72	328,600	800	328,400	600	-200	-0.061	72	357,400	1,900	357,200	1,800	-200	-0.056
73	329,400	600	329,000	600	-400	-0.121	73	359,300	1,600	359,000	1,500	-300	-0.083
74	330,000	700	329,600	600	-400	-0.121	74	360,900	1,500	360,500	1,400	-400	-0.111
75	330,700	700	330,200	600	-500	-0.151	75	362,400	1,600	361,900	1,500	-500	-0.138
76	331,400	700	330,800	600	-600	-0.181	76	364,000	1,500	363,400	1,400	-600	-0.165
77	332,100	600	331,400	500	-700	-0.211	77	365,500	1,200	364,800	1,100	-700	-0.192
78	332,700	600	331,900	500	-800	-0.240	78	366,700	1,200	366,900	1,100	-800	-0.218
79	333,300	600	332,400	500	-900	-0.270	79	367,900	1,200	367,000	1,100	-900	-0.245
80	333,900	600	332,900	600	-1,000	-0.299	80	369,100	1,200	368,100	1,100	-1,000	-0.271

尼崎市3級							尼崎市4級						
号	改定前		改定後		改定額	改定率	号	改定前		改定後		改定額	改定率
	給料月額	間差	給料月額	間差				給料月額	間差				
81	334,500	500	333,500	500	-1,000	-0.299	81	370,300	1,000	369,200	1,000	-1,100	-0.297
82	335,000	500	334,000	500	-1,000	-0.299	82	371,300	1,000	370,200	1,000	-1,100	-0.296
83	335,500	500	334,500	500	-1,000	-0.298	83	372,300	1,000	371,200	1,000	-1,100	-0.295
84	336,000	500	335,000	500	-1,000	-0.298	84	373,300	1,000	372,200	1,000	-1,100	-0.295
85	336,500	500	335,500	400	-1,000	-0.297	85	374,300	900	373,200	900	-1,100	-0.294
86	337,000	500	335,900	500	-1,100	-0.326	86	375,200	900	374,100	800	-1,100	-0.293
87	337,500	500	336,400	500	-1,100	-0.326	87	376,100	900	374,900	900	-1,200	-0.319
88	338,000	400	336,900	400	-1,100	-0.325	88	377,000	900	375,800	900	-1,200	-0.318
89	338,400	500	337,300	400	-1,100	-0.325	89	377,900	800	376,700	800	-1,200	-0.318
90	338,900	500	337,700	500	-1,200	-0.354	90	378,700	800	377,500	800	-1,200	-0.317
91	339,400	500	338,200	500	-1,200	-0.354	91	379,500	800	378,300	700	-1,200	-0.316
92	339,900	400	338,700	400	-1,200	-0.353	92	380,300	800	379,000	800	-1,300	-0.342
93	340,300	500	339,100	500	-1,200	-0.353	93	381,100	800	379,800	800	-1,300	-0.341
94	340,800	500	339,600	500	-1,200	-0.352	94	381,900	800	380,600	700	-1,300	-0.340
95	341,300	500	340,100	400	-1,200	-0.352	95	382,700	800	381,300	800	-1,400	-0.366
96	341,800	400	340,500	400	-1,300	-0.380	96	383,500	800	382,100	800	-1,400	-0.365
97	342,200	500	340,900	500	-1,300	-0.380	97	384,300	800	382,900	800	-1,400	-0.364
98	342,700	500	341,400	500	-1,300	-0.379	98	385,100	800	383,700	800	-1,400	-0.364
99	343,200	500	341,900	500	-1,300	-0.379	99	385,900	700	384,500	700	-1,400	-0.363
100	343,700	400	342,400	400	-1,300	-0.378	100	386,600	800	385,200	800	-1,400	-0.362
101	344,100	500	342,800	400	-1,300	-0.378	101	387,400	800	386,000	800	-1,400	-0.361
102	344,600	500	343,200	500	-1,400	-0.406	102	388,200	800	386,800	700	-1,400	-0.361
103	345,100	500	343,700	500	-1,400	-0.406	103	389,000	800	387,500	800	-1,500	-0.386
104	345,600	400	344,200	400	-1,400	-0.405	104	389,800	800	388,300	800	-1,500	-0.385
105	346,000	500	344,600	300	-1,400	-0.405	105	390,600	800	389,100	800	-1,500	-0.384
106	346,500	500	344,900	500	-1,600	-0.462	106	391,400	800	389,900	700	-1,500	-0.383
107	347,000	500	345,400	500	-1,600	-0.461	107	392,200	700	390,600	700	-1,600	-0.408
108	347,500	400	345,900	400	-1,600	-0.460	108	392,900	700	391,300	700	-1,600	-0.407
109	347,900	500	346,300	500	-1,600	-0.460	109	393,600	800	392,000	700	-1,600	-0.407
110	348,400	500	346,800	500	-1,600	-0.459	110	394,400	800	392,700	800	-1,700	-0.431
111	348,900	500	347,300	500	-1,600	-0.459	111	395,200	700	393,500	700	-1,700	-0.430
112	349,400	400	347,800	400	-1,600	-0.458	112	395,900	700	394,200	700	-1,700	-0.429
113	349,800	500	348,200	500	-1,600	-0.457	113	396,600	800	394,900	700	-1,700	-0.429
114	350,300	500	348,700	500	-1,600	-0.457	114	397,400	700	395,600	700	-1,800	-0.453
115	350,800	500	349,200	500	-1,600	-0.456	115	398,100	700	396,300	700	-1,800	-0.452
116	351,300	400	349,700	400	-1,600	-0.455	116	398,800	700	397,000	700	-1,800	-0.451
117	351,700	500	350,100	500	-1,600	-0.455	117	399,500	800	397,700	800	-1,800	-0.451
118	352,200	500	350,600	500	-1,600	-0.454	118	400,300	800	398,500	800	-1,800	-0.450
119	352,700	500	351,100	500	-1,600	-0.454	119	401,100	700	399,300	700	-1,800	-0.449
120	353,200	400	351,600	400	-1,600	-0.453	120	401,800	700	400,000	700	-1,800	-0.448
121	353,600	500	352,000	500	-1,600	-0.452	121	402,500	800	400,700	800	-1,800	-0.447
122	354,100	500	352,500	500	-1,600	-0.452	122	403,300	800	401,500	800	-1,800	-0.446
123	354,600	500	353,000	500	-1,600	-0.451	123	404,100	700	402,300	700	-1,800	-0.445
124	355,100	400	353,500	400	-1,600	-0.451	124	404,800	700	403,000	700	-1,800	-0.445
125	355,500	500	353,900	500	-1,600	-0.450	125	405,500	800	403,700	800	-1,800	-0.444
126	356,000	400	354,400	400	-1,600	-0.449	126	406,300	800	404,500	800	-1,800	-0.443
127	356,400	500	354,800	500	-1,600	-0.449	127	407,100	700	405,300	700	-1,800	-0.442
128	356,900	400	355,300	400	-1,600	-0.448	128	407,800	700	406,000	700	-1,800	-0.441
129	357,300	500	355,700	500	-1,600	-0.448	129	408,500	800	406,700	800	-1,800	-0.441
130	357,800	500	356,200	500	-1,600	-0.447	130	409,300	800	407,500	800	-1,800	-0.440
131	358,300	500	356,700	500	-1,600	-0.447	131	410,100	700	408,300	700	-1,800	-0.439
132	358,800	400	357,200	400	-1,600	-0.446	132	410,800	700	409,000	700	-1,800	-0.438
133	359,200	500	357,600	500	-1,600	-0.445	133	411,500	800	409,700	800	-1,800	-0.437
134	359,700	500	358,100	500	-1,600	-0.445	134	412,300	800	410,500	800	-1,800	-0.437
135	360,200	500	358,600	500	-1,600	-0.444	135	413,100	700	411,300	700	-1,800	-0.436
136	360,700	400	359,100	400	-1,600	-0.444	136	413,800	700	412,000	700	-1,800	-0.435
137	361,100	500	359,500	500	-1,600	-0.443	137	414,500	800	412,700	800	-1,800	-0.434
138	361,600	500	360,000	500	-1,600	-0.442	138	415,300	800	413,500	800	-1,800	-0.433
139	362,100	500	360,500	500	-1,600	-0.442	139	416,100	700	414,300	700	-1,800	-0.433
140	362,600	400	361,000	400	-1,600	-0.441	140	416,800	700	415,000	700	-1,800	-0.432
141	363,000	500	361,400	500	-1,600	-0.441	141	417,500	800	415,700	800	-1,800	-0.431
142	363,500	500	361,900	500	-1,600	-0.440	142	418,300	800	416,500	800	-1,800	-0.430
143	364,000	500	362,400	500	-1,600	-0.440	143	419,100	700	417,300	700	-1,800	-0.429
144	364,500	400	362,900	400	-1,600	-0.439	144	419,800	700	418,000	700	-1,800	-0.429
145	364,900		363,300		-1,600	-0.438	145	420,500	800	418,700	800	-1,800	-0.428
							146	421,300	800	419,500	800	-1,800	-0.427
							147	422,100	700	420,300	700	-1,800	-0.426
							148	422,800	700	421,000	700	-1,800	-0.426
							149	423,500	800	421,700	800	-1,800	-0.425
							150	424,300	800	422,500	800	-1,800	-0.424
							151	425,100	700	423,300	700	-1,800	-0.423
							152	425,800	700	424,000	700	-1,800	-0.423
							153	426,500	800	424,700	800	-1,800	-0.422
							154	427,300	800	425,500	800	-1,800	-0.421
							155	428,100	700	426,300	700	-1,800	-0.420
							156	428,800	700	427,000	700	-1,800	-0.420
							157	429,500	800	427,700	800	-1,800	-0.419
							158	430,300	800	428,500	800	-1,800	-0.418
							159	431,100	700	429,300	700	-1,800	-0.418
							160	431,800	700	430,000	700	-1,800	-0.417
							161	432,500		430,700		-1,800	-0.416
再任用	236,800		236,100		-700	-0.296	再任用	278,800		277,900		-900	-0.323

尼崎市5級						
号	改定前		改定後		改定額	改定率
	給料月額	間差	給料月額	間差		
1	286,200	2,100	286,200	2,100	0	0.000
2	288,300	2,100	288,300	2,100	0	0.000
3	290,400	2,100	290,400	2,100	0	0.000
4	292,500	2,100	292,500	2,100	0	0.000
5	294,600	2,200	294,600	2,200	0	0.000
6	296,800	2,200	296,800	2,200	0	0.000
7	299,000	2,200	299,000	2,200	0	0.000
8	301,200	2,200	301,200	2,200	0	0.000
9	303,400	2,300	303,400	2,300	0	0.000
10	305,700	2,300	305,700	2,300	0	0.000
11	308,000	2,300	308,000	2,300	0	0.000
12	310,300	2,300	310,300	2,300	0	0.000
13	312,600	2,300	312,600	2,300	0	0.000
14	314,900	2,300	314,900	2,300	0	0.000
15	317,200	2,300	317,200	2,300	0	0.000
16	319,500	2,300	319,500	2,300	0	0.000
17	321,800	2,300	321,800	2,300	0	0.000
18	324,100	2,300	324,100	2,300	0	0.000
19	326,400	2,300	326,400	2,300	0	0.000
20	328,700	2,200	328,700	2,200	0	0.000
21	330,900	2,300	330,900	2,300	0	0.000
22	333,200	2,300	333,200	2,300	0	0.000
23	335,500	2,300	335,500	2,300	0	0.000
24	337,800	2,300	337,800	2,300	0	0.000
25	340,100	2,300	340,100	2,300	0	0.000
26	342,400	2,300	342,400	2,300	0	0.000
27	344,700	2,300	344,700	2,300	0	0.000
28	347,000	2,300	347,000	2,300	0	0.000
29	349,300	2,300	349,300	2,300	0	0.000
30	351,600	2,300	351,600	2,300	0	0.000
31	353,900	2,100	353,900	2,100	0	0.000
32	356,000	2,300	356,000	2,300	0	0.000
33	358,300	2,100	358,300	2,100	0	0.000
34	360,400	2,200	360,400	2,200	0	0.000
35	362,600	2,100	362,600	2,100	0	0.000
36	364,700	2,200	364,700	2,200	0	0.000
37	366,900	2,200	366,900	2,200	0	0.000
38	369,100	2,200	369,100	2,200	0	0.000
39	371,300	2,200	371,300	2,200	0	0.000
40	373,500	2,200	373,500	2,200	0	0.000
41	375,700	2,100	375,700	2,100	0	0.000
42	377,800	2,100	377,800	2,100	0	0.000
43	379,900	2,100	379,900	1,900	0	0.000
44	382,000	2,100	381,800	1,800	-200	-0.052
45	384,100	1,700	383,600	1,700	-500	-0.130
46	385,800	1,800	385,300	1,700	-500	-0.130
47	387,600	1,800	387,000	1,700	-600	-0.155
48	389,400	1,800	388,700	1,600	-700	-0.180
49	391,200	1,700	390,300	1,600	-900	-0.230
50	392,900	1,700	391,900	1,600	-1,000	-0.255
51	394,600	1,700	393,500	1,600	-1,100	-0.279
52	396,300	1,700	395,100	1,600	-1,200	-0.303
53	398,000	1,400	396,700	1,400	-1,300	-0.327
54	399,400	1,400	398,100	1,400	-1,300	-0.325
55	400,800	1,400	399,500	1,400	-1,300	-0.324
56	402,200	1,400	400,900	1,400	-1,300	-0.323
57	403,600	1,100	402,300	1,100	-1,300	-0.322
58	404,700	1,100	403,400	1,100	-1,300	-0.321
59	405,800	1,100	404,500	1,000	-1,300	-0.320
60	406,900	1,100	405,500	900	-1,400	-0.344
61	408,000	900	406,400	900	-1,600	-0.392
62	408,900	900	407,300	900	-1,600	-0.391
63	409,800	800	408,200	700	-1,600	-0.390
64	410,600	800	408,900	800	-1,700	-0.414
65	411,400	800	409,700	800	-1,700	-0.413
66	412,200	800	410,500	800	-1,700	-0.412
67	413,000	800	411,300	800	-1,700	-0.412
68	413,800	800	412,100	800	-1,700	-0.411
69	414,600	800	412,900	800	-1,700	-0.410
70	415,400	800	413,700	800	-1,700	-0.409
71	416,200	800	414,500	700	-1,700	-0.408
72	417,000	700	415,200	700	-1,800	-0.432
73	417,700	800	415,900	800	-1,800	-0.431
74	418,500	800	416,700	800	-1,800	-0.430
75	419,300	800	417,500	800	-1,800	-0.429
76	420,100	800	418,300	800	-1,800	-0.428
77	420,900	800	419,100	800	-1,800	-0.428
78	421,700	800	419,900	800	-1,800	-0.427
79	422,500	800	420,700	600	-1,800	-0.426
80	423,300	800	421,300	800	-2,000	-0.472

尼崎市5級						
号	改定前		改定後		改定額	改定率
	給料月額	間差	給料月額	間差		
81	424,100	800	422,100	800	-2,000	-0.472
82	424,900	800	422,900	800	-2,000	-0.471
83	425,700	800	423,700	800	-2,000	-0.470
84	426,500	800	424,500	800	-2,000	-0.469
85	427,300	800	425,300	800	-2,000	-0.468
86	428,100	800	426,100	800	-2,000	-0.467
87	428,900	800	426,900	800	-2,000	-0.466
88	429,700	700	427,700	700	-2,000	-0.465
89	430,400	800	428,400	800	-2,000	-0.465
90	431,200	700	429,200	700	-2,000	-0.464
91	431,900	800	429,900	800	-2,000	-0.463
92	432,700	800	430,700	800	-2,000	-0.462
93	433,500	800	431,500	800	-2,000	-0.461
94	434,300	800	432,300	800	-2,000	-0.461
95	435,100	800	433,100	800	-2,000	-0.460
96	435,900	800	433,900	800	-2,000	-0.459
97	436,700	800	434,700	800	-2,000	-0.458
98	437,500	800	435,500	800	-2,000	-0.457
99	438,300	800	436,300	800	-2,000	-0.456
100	439,100	800	437,100	800	-2,000	-0.455
101	439,900	800	437,900	800	-2,000	-0.455
102	440,700	800	438,700	800	-2,000	-0.454
103	441,500	800	439,500	800	-2,000	-0.453
104	442,300	800	440,300	800	-2,000	-0.452
105	443,100	800	441,100	800	-2,000	-0.451
106	443,900	800	441,900	800	-2,000	-0.451
107	444,700	800	442,700	800	-2,000	-0.450
108	445,500	800	443,500	800	-2,000	-0.449
109	446,300	800	444,300	800	-2,000	-0.448
110	447,100	800	445,100	800	-2,000	-0.447
111	447,900	800	445,900	800	-2,000	-0.447
112	448,700	800	446,700	800	-2,000	-0.446
113	449,500	800	447,500	800	-2,000	-0.445
114	450,300	800	448,300	800	-2,000	-0.444
115	451,100	800	449,100	800	-2,000	-0.443
116	451,900	800	449,900	800	-2,000	-0.443
117	452,700		450,700		-2,000	-0.442
再任用	314,700		313,500		-1,200	-0.381



市内の持家に居住する職員の住居手当について（メモ）

H23.11.16

市内の持家に居住する職員に対して支給している住居手当について、以下のとおり廃止する。

- 1 内容  
市内の持家に居住する職員に対して支給している月額 6,000 円の住居手当を廃止する。
- 2 実施時期  
平成 24 年 4 月 1 日
- 3 諾否期限  
平成 24 年 1 月 13 日

以 上  
（ 給 与 担 当 ）

平成 24 年度 臨時的任用職員賃金改定 (7 時間 45 分)

単位：円

職種	区分	現行		改定後		引上額
			うち加算額		うち加算額	
事務職	高校卒以上又は 18 歳以上 (高校在学中の者を除く)	7,340	0	7,440	0	100
	その他	6,590	0	6,690	0	100
現業職	環境事業担当の作業員					
	場内整備及び計量業務	9,220	0	9,320		100
	上記以外の業務	11,560	2,340	11,560	2,240	0
	その他作業員	8,540	0	8,640	0	100
	業務員、用務員及び調理師	8,080	0	8,180	0	100
	調理補助(半日勤務)	4,150	0	4,200	0	50
医療職	保健師	13,940	2,900	13,940	2,800	0
	看護師	9,810	0	9,910	0	100
	栄養士	9,700	0	9,800	0	100
保育士	有資格者	9,230	0	9,330	0	100
	その他	8,170	0	8,270	0	100
	パート保育士(時間単価)	1,380	0	1,390	0	10
技術職	環境・衛生職(無資格)	8,900	0	9,000	0	100

## 平成 23 年 12 月期に支給する期末手当及び勤勉手当等について（メモ）

H23.11.10

## 1 平成 23 年 12 月に支給する期末手当及び勤勉手当について

## 支給額

尼崎市職員の給与に関する条例の規定に基づき支給する。

## ・行政職給料表適用者

級	期末手当	勤勉手当	合計
3 級～5 級	1.200 月	0.560 月	1.760 月
2 級	1.215 月	0.567 月	1.782 月
1 級	1.230 月	0.574 月	1.804 月

## ・教育職給料表(二)適用者

級	期末手当	勤勉手当	合計
1 級～2 級	1.200 月	0.560 月	1.760 月

## ・任期付職給料表

期末手当	勤勉手当	合計
1.375 月	0.675 月	2.050 月

算定基礎月収については、別記のとおりとする。

## 支給日

平成 23 年 12 月 9 日（金）

## その他の支給条件

直前の期末手当の基準日の翌日から今回の期末手当の基準日までの間に育児休業を取得した者のうち、当該育児休業の承認期間が 1 ヶ月以下であるものにあつては、その期末手当の支給にあたり、当該育児休業を取得している期間は勤務しているものとみなす。

その他の支給条件については、現行どおりとする。

## 2 低位におかれている嘱託職員の支給率を引き上げることについて

本市を定年前の勧奨退職により退職し OB 嘱託員となった者については一律 208,800 円とする。その他の嘱託員の割増報酬については、尼崎市嘱託職員労働組合に回答する。

## 3 臨時職員の月額報酬にかかる一時金部分について改善をはかることについて

臨時的任用職員の賃金については現行どおりとする。

- 4 再任用職員の一時金支給は最低限国並の支給率とすることについて  
尼崎市職員の給与に関する条例の規定に基づき支給する。

	期末手当	勤勉手当	合計
フルタイム	0.680 月	0.280 月	0.960 月
短時間勤務	0.112 月	0.048 月	0.160 月

- 5 職務加算を撤廃し、算定基礎加算を阪神間なみに改善することについて  
主任・技能長・作業長・作業主任及び行政職給料表 3 級適用者で平成 23 年 4 月 1 日現在 30 歳以上の者については、役職者加算を 5%とする。なお、その他の役職者加算については別記のとおりとする。
- 6 勤勉手当の成績率による支給は行わず、全額期末手当とすることについて  
現行どおりとする。

なお、人事評価制度の構築にかかる論議において、成績率の導入についても、継続して協議していく。

- 7 新入職員の支給率を改善することについて  
現行どおりとする。
- 8 諾否について  
本回答に対する諾否については、平成 23 年 11 月 18 日までにされたい。

以 上  
(給与担当)

(別 記)

1 行政職給料表適用者

- (1) 1 級～3 級の者(給料表 3 級の適用者で、平成 23 年 4 月 1 日現在 30 歳以上の者を除く。)

給料月額 + 扶養手当 + 地域手当

- (2) 4 級以上の者(給料表 3 級の適用者で、平成 23 年 4 月 1 日現在 30 歳以上の者を含む。)

給料月額 + 扶養手当 + 地域手当 + (給料月額 × 1.1 × 別に定める割合)

なお、別に定める割合は、主任等 5% 及び課長補佐・係長級 10%とする。

- (3) 再任用フルタイム勤務職員

給料月額 + 地域手当 + (給料月額 × 1.1 × 別に定める割合)

なお、別に定める割合は、5%とする。

- (4) 再任用短時間勤務職員

給料月額 + 地域手当

2 教育職給料表(二)適用者

給料月額 + 扶養手当 + 地域手当 + (給料月額 × 1.1 × 別に定める割合)

なお、別に定める割合は、2級 41号給以上 112号以下 5%、2級 113号給以上 10%とする。

3 任期付職給料表適用者

給料月額 + 扶養手当 + 地域手当

(参 考)

平成 23 年 12 月期平均支給額等 (平成 23 年 10 月 1 日基準)

区 分	定年前職員	再任用職員
組合員平均支給額 (算定基礎月収)	701,859 円 (397,921 円)	164,886 円 (259,295 円)
前年度実績 (算定基礎月収)	726,409 円 (412,054 円)	170,015 円 (261,695 円)
対前年比	24,550 円	5,129 円

平均年齢 43 歳 2 月 行政職 5 級以下の職員

平均勤続年数 19 年 8 月 行政職 5 級以下の職員

任期付職員の採用について（メモ）

H23.11.10

任期付職員として保育所の保育士を採用するにあたって、以下のとおりとする。

- 1 給料月額  
194,500 円（行政職給料表 2 級 15 号と同額）
- 2 諸手当  
退職手当も含め、他の一般職の職員と同様の規定により支給する。  
なお、期末手当・勤勉手当及び給料月額の削減措置の対象外とする。
- 3 勤務条件  
他の一般職の職員と同様の規定を適用する。
- 4 その他  
昇格、降格及び昇給の各制度については適用しない。
- 5 諾否期限  
平成 23 年 11 月 18 日

以 上  
（給与担当）

## 妥結事項・継続交渉事項

11月10日・11月16日の2回にわたる確定交渉の結果を受け、11月22日に次の項目について妥結に至った。

### 妥結事項

#### 1 平成23年度給与改定

##### 行政職給料表の改定

人事院より勧告されている国家公務員の行政職俸給表(一)の改正内容に準じ、2級86号以上、3級71号以上、4級71号以上及び5級44号以上について引下げ改定を行う。

併せて、平成19年3月31日時点の給料月額との差額を保障した後の額についても、人事院勧告に準じ平成19年3月31日時点の給料月額から0.9%の改定を行う。

##### 適用日

平成23年12月1日

#### 2 期末・勤勉手当の支給[平成23年12月9日支給]

組合要求2.60月プラス2万円

区分	期末手当	勤勉手当	合計
定年前職員(3級・4級・5級)	1.200月	0.560月	1.760月
定年前職員(2級)	1.215月	0.567月	1.782月
定年前職員(1級)	1.230月	0.574月	1.804月
再任用職員(フルタイム)	0.680月	0.280月	0.960月
再任用職員(週30時間)	0.112月	0.048月	0.160月

定年前職員組合員ベースの平均支給額

701,859円(前年度:726,409円 前年比:24,550円)

#### 3 平成24年度の臨時的任用職員の賃金日額

単位:円

職種	区分	現行		改定後		引上額
			うち加算額		うち加算額	
事務職	高校卒以上又は18歳以上 (高校在学中の者を除く)	7,340	0	7,440	0	100
	その他	6,590	0	6,690	0	100
現業職	環境事業担当の作業員					
	場内整備及び計量業務	9,220	0	9,320		100
	上記以外の業務	11,560	2,340	11,560	2,240	0
	その他作業員	8,540	0	8,640	0	100
	業務員、用務員及び調理師	8,080	0	8,180	0	100
	調理補助(半日勤務)	4,150	0	4,200	0	50

医療職	保健師	13,940	2,900	13,940	2,800	0
	看護師	9,810	0	9,910	0	100
	栄養士	9,700	0	9,800	0	100
保育士	有資格者	9,230	0	9,330	0	100
	その他	8,170	0	8,270	0	100
	パート保育士（時間単価）	1,380	0	1,390	0	10
技術職	環境・衛生職（無資格）	8,900	0	9,000	0	100

#### 継続交渉事項

##### 1 平成 24 年度向け合理化提案項目等について

###### 合理化項目

地区会館管理運営業務の指定管理者制度の導入（協働推進局）

総合センター館管理業務の委託（協働推進局）

ボート・モーター整備業務の委託（産業経済局）

猪名川公園及び西向島公園への指定管理者制度の導入（都市整備局）

J R 尼崎駅自転車駐車場の指定管理者制度導入（都市整備局）

小学校給食調理業務の委託（教育委員会）

###### その他勤務条件の変更

収集回数及び収集体制の見直し（環境市民局）

公衆・公園便所等清掃業務の見直し（環境市民局）

保育所の朝の 2 人体制の確保に伴う勤務時間の変更（こども青少年局）

児童ホーム開所時間の延長に伴う勤務時間の変更（こども青少年局）

##### 2 市内の持家に居住する職員の住居手当について

##### 3 給与構造改革における給料の現給保障措置について

##### 4 任期付職員について

##### 5 市有施設敷地内の駐車利用料の徴収について



< 参考 1 >

現業評議会との状況

妥結事項

1 平成 23 年度給与改定

技能労務職給料表の改定

人事院より勧告されている国家公務員の改正内容等に準じ、1 級 108 号、2 級 89 号以上、3 級 65 号以上及び 4 級 33 号以上について引下げ改定を行う。

適用日

平成 23 年 12 月 1 日

継続交渉事項

1 平成 24 年度向け合理化提案項目等について

合理化項目

ボート・モーター整備業務の委託（産業経済局）

小学校給食調理業務の委託（教育委員会）

その他勤務条件の変更

収集回数及び収集体制の見直し（環境市民局）

公衆・公園便所等清掃業務の見直し（環境市民局）

< 参考 2 >

嘱託労組との状況

妥結事項

1 平成 24 年度報酬改定

現行どおりとする。

A ランク	B ランク	C ランク	D ランク	E ランク	再雇用
162,400 円	168,100 円 ~ 185,800 円	192,900 円	212,400 円	241,200 円	150,200 円

2 平成 23 年 12 月期割増報酬

現行どおりとする。

A ランク	B ランク	C ランク	D ランク	E ランク	再雇用
1.78 月 289,072 円	1.78 月 299,218 円 ~ 330,724 円	1.54 月 297,066 円	276,000 円	261,000 円	250,000 円

継続交渉事項

1 平成 24 年度向け合理化提案項目等について

合理化項目

- ・ 小学校給食調理業務の委託（教育委員会）

その他勤務条件の変更

- ・ 児童ホーム開所時間の延長に伴う勤務時間の変更（こども青少年局）

2 私療休暇制度の改正について